

令和4年第2回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和4年5月19日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	5月19日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		総務課長	藤下 真人		
	民 生 部	部 長	寺西 孝		
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治		
教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	14 番	高 阪 康 彦	1 番	山 岸 美 登 利	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第23号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第24号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第2回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

4月1日から加藤副町長が着任されまして、最初の議会にあたり、着任のあいさつの申し出がございましたので、これを許可いたします。

また、4月1日付けで職員の異動がありましたので、順次、自己紹介の発言を許可いたします。職員の自己紹介にあたり、必要な職員の入場とあいさつ後の退席を許可いたします。

○副町長 加藤正人（まさひと）君

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの3月定例会におきましてご同意をいただき、4月1日付けで副町長に就任をいたしました加藤正人でございます。

微力ではございますが、横江町長の下、職責をしっかりと果たし、町政推進に全力を尽くしてまいります所存でございます。議員の皆様方には、格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

○民生部次長兼子ども課長 館林久美君

おはようございます。4月1日付けで民生部次長兼子ども課長を拝命いたしました館林でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○住民課長 戸谷政司君

おはようございます。4月1日付け人事異動で住民課長を拝命いたしました戸谷と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○総務課長 藤下真人君

失礼します。4月1日から総務課長を拝命しました藤下と申します。よろしくお願いいいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、どうも、これからもよろしくお願いいいたします。

それでは、議員の皆様にご覧いただきありがとうございます。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いいいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいいたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和4

年第2回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで本会議をいったん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、吉田正昭君、よろしくお願いします。

○議会運営委員長 吉田正昭君

それでは、議会運営委員会の皆さんは集まっていますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、議会運営委員会を開催いたしますので、協議会室へよろしくお願いします。
暫時休憩といたします。

(午前9時03分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時10分)

○議長 佐藤 茂君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果の報告を求めます。
議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

おはようございます。

ただいま開かれました臨時会について、口頭にて報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

令和4年第2回5月臨時会の第1回の議会運営委員会についての報告です。

1番としまして、令和4年第2回蟹江町臨時会の会期については、本日1日のみとします。
議事日程についてです。

承認第1号並びに議案第23号及び議案第24号は、それぞれ議案上程後に審議、採決します。
3のその他です。

(1)の議員総会についてです。臨時会閉会後に、令和4年第2回定例会上程議案の説明会が開催されます。その後に議員総会を開き、議場モニターの設置等について協議します。

(2)の議員互助会についてです。議員総会の後に、議員互助会役員会及び総会を開催し、蟹江町議会議員互助会細則の一部改正についてと、令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画及び収支予算について協議します。

以上、ご報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番高阪康彦君、1番山岸美登利さんを指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

皆様、おはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律が公布された後、同日中に本条例を公布する必要がある、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったからである。

次ページをお願いいたします。

専決第1号、専決処分書。

蟹江町税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分するものとする。

令和4年3月31日専決、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例の一部を改正する条例。

蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

なお、2ページにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、3ページのほうをお願いいたします。

蟹江町税条例の一部改正要点（専決）。

附則第12条（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）。

地方税法等の一部改正（令和4年3月31日公布）に伴い、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とするものです。

この改正は、令和4年4月1日から適用されます。

参考といたしまして、負担水準と課税標準額との関係をお示しした表を表記しましたので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第4 議案第23号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第23号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年5月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

今回、2条立ての改正でございます。改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

2ページの下段の提案理由をご覧ください。

提案理由、この案を提出するのは、議員等の期末手当の支給割合を引き下げるために必要があるからである。

なお、3ページから4ページにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正要点。

第1条関係、蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例。

第6条、期末手当、第2項、令和4年6月期、それと12月期の支給割合を、それぞれ「100分の167.5」を「100分の162.5」とさせていただくものでございます。

第2条関係、蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例。

第4条、諸手当、令和4年6月期、そして令和4年12月期の支給割合を、それぞれ「100分の167.5」を「100分の162.5」とさせていただくものでございます。

それから、第7条、旅費、第2項、「宿泊料」を「、宿泊料」とする。

附則、第1条、施行期日、公布日を施行日とさせていただくものでございます。

第2条、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を調整額として、令和4年6月支給の期末手当から減ずる。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回の条例改正は、後から上程される職員もそうなんですけれども、議員及び特別職の期末手当の引き下げによるものなんですけど、改めて、提案理由でもありましたが、期末手当の支給割合を引き下げるために必要があるからであるとあるんですけど、そもそもの今回の引き下げの理由、もうちょっと詳しくお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

失礼します。ただいまの板倉議員の質問にご答弁させていただきます。

今回の手当に関する条例の引き下げになるんですけれども、先ほども板倉議員がお話ししてありました、この後の職員の給与の改正にもつながることになるんですけれども、昨年8月に人事院勧告がありまして、通常ですと、その後閣議決定、昨年度も11月24日に閣議決定がされまして、その後、法案が採決されるという流れで、通常ですと12月、11月中に法案が可決されると12月中に改正するものになるんですけれども、今回の法案の可決が、参議院を通りましたのが本年の4月ということになりまして、それに伴いまして、今回、5月の臨時議会で上程をさせていただくというふうな流れとなりました。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今までもそう、人事院勧告に基づいて引き下げるわけなんですけれども、今回、今課長のほうから答弁あったように、本来だったら昨年12月も引き下げる予定だったんですけども、国の審議がちょっと長引いて決まらなかったということなんですけれども、そこで、今回2条立てになっていて、ちょっと分かりにくいんですよ。

調整額って、12月分のやつを調整額としてあるんですけども、この調整額、もうちょっと、今回の6月支給のときに上乗せして引き下げるということで解釈すればいいのか、まるっとその引き下げた分を今回でみんな調整して引き下げる、その辺もうちょっとお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

失礼します。

今回の調整額につきましては、本来、令和3年12月に支給をさせていただいた金額から、今回の条例改正で引き下げさせていただく割合ですので、附則の第2条のところになるんですけれども、令和3年12月に支給された期末手当、12月に皆様に支給された金額から、167.5分の10を乗じた金額を調整額、その調整額が減額の金額になるんですけれども、その減額された金額を令和4年6月の期末手当から引き下げをさせていただく。また、令和4年6月に支給されるものに対しても0.05カ月分引き下げるということで、12月分と6月分を合

わけて引き下げをさせていただくということになります。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

そうすると、本来だったら0.05月なんですよね。それを6月の期末手当のみ、0.05と0.05で0.1を引き下げるという解釈でいいのですか。

○総務課長 藤下真人君

失礼します。

調整額について、令和3年12月につきましては、支給額が、もう既に支給された額から、167.5分の10を掛けて引き下げ額となるんですけれども、令和4年6月というのは、また調整、金額というのが新年度で変更になっておりますので、同額というわけではなく、令和4年6月の支給額から0.05カ月分を減額させていただくということになりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

実質0.05と0.05じゃないぞというの分かりました。じゃ、最終的に、12月以降は通常の0.05なんですよね。

もうちょっと詳しく聞きたいんですけども、さっきの国の人事院勧告ということで、もう少し人事院勧告について聞きたいんですけども、民間事業者における支給割合が、よくいつも答弁するように、支給割合が普通の公務員の支給とちょっとずれがあるよということで、ずっと上げてきましたよね。

2年前に引き下げて、また今回引き下げる形なんですけれども、その中で、新型コロナウイルスの感染症が拡大ということで、事業者も本当に苦しい、そんな状況なんですけれども、人事院勧告というのはその辺の困難な状況を、実際の民間の給与の体制の困難な状況を、ちゃんと考えてはいるんだろうけれども、最終的にどのくらいまで考慮して、本当に下げないといけないのか、実際には上げないといけないんじゃないか、その辺を、どこまで詳しく人事院勧告が結論を出して今回の引き下げに至ったのか、その辺で分かりませんか。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから答弁させていただきます。

今議員おっしゃったように、人事院の勧告というのは、毎年ずっとこういう形で、国家公務員に対して勧告をして、それを地方公務員が準拠して、お給料に反映させるというところなんですけれども、今お話がございましたように、今回とその前の年、これ2年連続のマイナスの勧告、これはボーナスについてのマイナス勧告で、給料そのものは今回、2年間は据え置き、改定なしというところです。その従前の2014年あたりから、ずっと毎年ボーナス、月給ずっと0.0何カ月分とか、そういう形でプラスの勧告がずっとございました。

今お話がございました、そもそもの人事院勧告のところの制度上の設計上のお話なんですけれども、民間給与との比較をしながら、公務員の給料を決めていくというところでございますけれども、今回、令和3年、この人事院の勧告に基づいたところの国のほうの試算でいきますと、約1万1,800の民間の事業所の個別の給料、約45万人と国は示していますけれども、そういった方々の個別のお給料をそれぞれ調査しまして、じゃその中で、どの水準でどうするかというところの検討をされたということです。

コロナの関係とか、いろいろ議員ご指摘の部分も、多分、恐らく国のほうで考慮されながら、実際の民間の給料ベースはどうかということが多分試算をされておる、あくまでこれは推測でございますけれども、そこら辺の詳しいところの内容までは地方のほうには下りてきていませんけれども、大体、毎年しっかりとそこら辺は、国のほうで民間事業所のほうの個別のお給料を調べながら、どういう形に勧告するかというのをご検討されておりますので、今回、月例給についてはほとんど、民間給料との格差がほとんどないというか、極めて少ないというところで、据え置きというところの勧告内容でございます。

ですので、今後もコロナの影響が、今年の勧告でどういう形で出てくるか分かりませんが、そこら辺は十分、国サイドでしっかりと考慮しながら、勧告内容を固めていくということをおもとして想定しておりますので、その勧告の具体的な内容で、どうのということまではちょっとご答弁できないんですけれども、一応そういう背景でやられておることのほうのお話だけご答弁させていただきます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

ちょっと細かいことで申し訳ございませんが、お聞かせください。

今回、第7条の2項、「宿泊料」を「、宿泊料」ということで条例改正されたと思いますけれども、旧のほうは「日当宿泊料」ということで、一緒になっておったわけですね。それを日当と「、宿泊料」ということで改正をされたんだと思いますけれども、それじゃ、旧の日当宿泊料というのは、どういうのが対象になってくるのかお聞かせください。

○総務課長 藤下真人君

失礼します。ただいまの黒川議員のご質問にご答弁させていただきます。

第7条第2項の「宿泊料」を「、宿泊料」に改正というところなんですけれども、こちらは、今回の第1条と第2条、給与引き下げに関する条例に伴いまして、条文が、日当と宿泊料というところに本来句点が入るべきものだったのが入っていなかったというところで、それで、字句改正ということのみの改正とさせていただきます。

ということで、以上です。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんか。

(発言する声なし)

それでは、他にないですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第5 議案第24号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第24号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年5月19日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町の職員の給与に関する条例（昭和36年蟹江町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

2ページの下段の提案理由をお願いいたします。

提案理由、この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い必要があるからである。

なお、3ページにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、4ページのほうをお願いいたします。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正要点。

第20条、期末手当、第2項、一般職、令和4年6月期、それと令和4年12月期の支給割合を、それぞれ「100分の127.5」を「100分の120」とさせていただくものでございます。

第3項、再任用、令和4年6月期、それと令和4年12月期の、それぞれ支給割合を「100

分の72.5」を「100分の67.5」とさせていただくものでございます。

附則、施行期日、公布日を施行日とさせていただくものでございます。

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分に応じ、以下の割合を乗じて得た額を調整額として、令和4年6月支給の期末手当から減ずる。

(1) 再任用職員以外の職員、127.5分の15。

(2) 再任用職員、72.5分の10。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

先ほどと内容は同じ、人事院勧告に基づいてということになるわけなんですけれども、今回、職員に対して期末手当の引き下げが6月、12月とあって、じゃ6月の支給割合で、職員全体でどのくらいの減額になるのか。あと、1人当たり、平均ぐらいしか分からないと思うけれども、その辺で分かりますか。

○総務課長 藤下真人君

失礼します。ただいまの板倉議員のご質問にご答弁させていただきます。

一般職、再任用職員を含みまして、総額で1,300万円ほどの減額となります。また、職員1人当たりの平均としましては、およそ6万円ほどの減額となります。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今回、6月の期末手当がこれだけということですよ。昨年の12月も含めた分の引き下げで、じゃ12月からはどのぐらいになるんですか。分かりますか。

○総務課長 藤下真人君

先ほど申し上げた一般職員、再任用の職員の影響額というのが、今回の影響額1,300万円となりますので、今年の12月については、およそ1,300万円の半額ほどになる予定となっております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

12月以降、次、人事院勧告がいつあるか分からないけれども、大体そうすると、650万円ずつだよ。1人当たり3万円て、3万円、今回6万円、非常に大きいと思うんですよ。

そこで、もうちょっと聞きたいんだけど、じゃ、実際に職員、コロナの関係で、本当

に十分忙しい対応してくれて、町民の安全・安心も守りながらやっているわけなんですけれども、実際にこんな厳しい状況で、頑張っている職員に対して引き下げる、心苦しいと思うかもしれないけれども、その辺はどう考えているのか。

確かに人事院勧告自体は、最終的に強制力があって、従わなくてもいいんですよね。その辺の決断で、もう少し、本当に今引き下げるべきなのか、どのぐらいまで考えて今回の議案として上程したのか、ちょっとその辺お願いします。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうからご答弁させていただきます。

非常に板倉議員のお話は、大変職員にとってはありがたいお話ですので、本当にありがとうございます。

しっかり、おっしゃるように職員もコロナ禍で、いろんなコロナの支援策をやりながら、ここ2年は本当に、かなり民生部が一番、支援策として、いろいろ急ぎょやったり、いろいろタイトなスケジュールで、大変な公務になっているのが現実でございます。そういった中で、お給料として、やっぱり生活給として、ある程度の生活費を確保しなかいかなんというの、これは議員のおっしゃるとおりで、それは私も同様に認識をしています。

ただ、今の人事院の勧告につきまして、蟹江町としてこれ、ずっと人事院の勧告に準拠してやってきたということが、今まで町として、人事院の示す内容どおりにそれを受け入れてきたというのが事実でございますので、場合によっては今のおっしゃるところで、人事委員会を別途に持っておる地方自治体、多々ございますけれども、そういうところも、独自の考えでいろいろやられる場合も、全くないというわけじゃないんですけれども、ほとんど人事院の勧告を受け入れながら、全国的にやっているというのが現状でございますので、非常に議員からの今のお話、私どもとしては大変ありがたく、職員も本当に励みになるようなご発言だと思っております。

引き続き、今年度もいろいろコロナの関係の支援策、いろいろ職員同士知恵を出しながら、今ちょうど検討しておる最中ですので、そういったところでしっかりとモチベーションを保ちながら、お給料も人勤に沿ってしっかり支給しながら、しっかりやっていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと最後なんですけれども、給与改定で、ちょうど何年……平成31年と令和2年の勤勉手当の改正がありましたよね。あのときに大幅に変わったんですけども、職員の給与体系。そこで、2年前にその辺を引き上げておいて、今回、期末手当の支給割合を引き下げるといふことなんでしょうけれども、その辺の絡みってどうなんですか。

ちょっと難しい質問になっちゃったんですけども、その辺が、勤勉手当を上げておきなが

ら、一方期末手当は引き下げる、その辺なんですよね。

○総務部長 浅野幸司君

非常に難しいご質問で、これ、確かにおっしゃるように2019年、2年、3年前あたりは、ボーナスのほうも、4.5カ月ということですので、0.05カ月上がったんですけれども、ずっと勤勉手当、期末手当のいろいろ支給割合がありますけれども、そこの中で、これも国のほうがどういう形で、そこら辺、今捉えながら勧告をされておるかというのを、ちょっと私どもも、先ほど申し上げましたように、その奥の奥の理由まではちょっと把握してございません。

ただ、いろいろ全体的な均衡等も踏まえながら、しっかり国のほうでそういう算定をされて、勤勉手当とか期末手当のところで、その他のいろいろ給与勧告、人事院の勧告というのは、それ以外の人事、公務員全体の人事管理に関するところの、育休の関係とか、そういったところのいろんなそれ以外、お給料以外のところも勧告内容に入っておりますので、そういうところも含めて、しっかり、その都度多分、国のほうでご検討された結果が勧告されるということで認識しておりますので、詳しいそれが、勤勉手当がどう、期末手当がどうというところの内容までは、申し訳ありませんけれども、私どもでは、その真意まではちょっと把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

今回の議案第24号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」、反対の立場から討論いたします。

本条例改正案は、職員の期末手当の支給割合を引き下げるものであります。人事院勧告に基づいてなされる決定ですが、その決定自体、尊重する義務はありますが、最終的な法的拘束力を持つものではないとされています。よって、自治体の判断が求められます。

この間、最低賃金の引き上げがされている中で、公務員が地域の賃金水準に影響を与えることを考慮すれば、公務員賃金に関して改善もされていることは明らかであります。しかし、今回の期末手当を引き下げるという給与改定について、特にコロナ対応、コロナ対策で頑張っておられる職員の皆さんの士気、気力の低下につながりかねず、民間の給与が下がっているから公務員の給与も下げるだけでは、賃金引き下げの負の連鎖を断つことができません。

物価高騰、コロナ禍の下で、社会全体で賃金引き上げが求められている中で、地域の賃金相場にも地域経済にも大きな影響を与える職員の期末手当を引き下げることは認めることが

できません。

以上の理由により、議案第24号に反対をいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に、賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤洋一です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い必要となる条例の改正であり、適正なものであると考えるので、本案に賛成するものです。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第24号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

それでは、起立多数であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、これで本臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年第2回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前9時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

佐藤 茂

14番 議員

高阪 康彦

1番 議員

山岸 美登利